

ハイライト:

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いについて取り上げます。
- ・GoToトラベルの課税関係について取り上げます。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いについて	1
GoToトラベルの課税関係について	2
確定申告のお知らせ	2

今年も残りわずかとなりましたが、新型コロナウイルスは未だに収束せずにあります。油断せず感染予防を徹底し、体調管理に気をつけてお過ごしください。

第84号では、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いなどを解説しました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦  
中村友理香

## 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連し、税務上の取扱いが国税庁からFAQ方式で公表されています。その中から、いくつかご紹介いたします。

### マスク購入費用の医療費控除適用について

医療費控除の対象となる医療費は治療や療養に必要な医薬品の購入費用となっています。

マスクは病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用は治療や療養に必要な費用に該当しないため、医療費控除の対象とはなりません。インフルエンザ予防接種の費用も同様の考え方となるため、医療費控除の対象にはなりません。

### PCR検査費用の医療費控除の適用について

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の費用は、医療費控除の対象となりますが、自己の判断により受けたPCR検査の費用は、医療費控除の対象なりません。ただし、自己の判断により受けたPCR検査の結果が「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができるため、その場合には医療費の対象となります。

### オンライン診療に係る諸費用と医療費控除適用について

新型コロナウイルス感染症の感染予防のためにオンライン診療を受診した場合の取扱いは以下のとおりです。

	オンライン受診料	オンラインシステム利用料	処方された医薬品の購入費用	処方された医薬品の配送料
医療費控除の対象				×

## GoToトラベルの課税関係について

令和2年7月から実施されているGoToトラベル事業とは、国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の50%相当額が国から旅行者に給付されるものです。給付額のうち、7割は旅行代金に充当され、3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。1人1泊当たり2万円、日帰りの場合は1万円が給付上限となります。



例えば、1人40,000円の1泊2日宿泊付き旅行を申し込んだ場合と1人20,000円の日帰り旅行を申し込んだ場合の自己負担額とクーポン付与額をみると、以下のとおりとなります。

	給付額	旅行代金割引額	旅行代金の内自己負担額	受領できる地域共通クーポン額
1泊4万円の宿泊旅行	2万円 (4万円 * 0.5 2万円)	1.4万円 (2万円 * 0.7)	2.6万円 (4万 - 1.4万)	6千円 (2万円 * 0.3)
日帰り2万円の旅行	1万円 (2万円 * 0.5 1万円)	7千円 (1万円 * 0.7)	1.3万円 (2万 - 7千)	3千円 (1万円 * 0.3)

ところで、個人の方がGoToトラベル事業を利用して旅行した場合、上記の給付額について課税対象になるのかという疑問が生じますが、観光庁のFAQに当該給付額の取扱いが示されています。

Q: GoToトラベル事業を利用して旅行した場合、国による給付額は課税対象になるか。

A: GoToトラベル事業は国内旅行を対象に、旅行業者等を通じて、宿泊・日帰り旅行代金の2分の1相当額の給付を旅行者に対して行うものであり、この給付は税務上、**旅行者個人の一時所得として所得税の課税対象**となります。

ただし、課税対象になるとはいえ、一時所得については、所得金額の計算上50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得(懸賞、福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金等)とされる金額とGoToトラベル事業による給付額との合計額が年間50万円を超えない限り、旅行者個人の課税所得は生じません。 < 出典: 観光庁「Go To トラベル事業 Q&A 集(11月13日時点)」

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001368457.pdf> >

< 参考 > 一時所得の計算方法

総収入金額 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額(最高50万円) = 一時所得

ホームページもご覧ください。

<https://my-naka.com/>

## 確定申告のお知らせ

年が明けるとまもなく個人確定申告の時期になります。令和2年分の所得税及び復興特別所得税の申告書受付は、令和3年2月16日(火)から同年3月15日(月)までとなります。(還付申告は、令和3年2月15日(月)以前でも提出できます。)

還付申告の場合は、早くに提出すればそれに伴い税金の還付も早く受けられますので、令和2年分の領収書の整理や、確定申告に必要な資料の収集も早め早めに行いましょう。

例: 寄附金控除の領収書、医療費控除の領収書等

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。令和3年度税制改正の内容は次号で取り上げる予定です。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)